

藤井寺市オフィシャルキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市オフィシャルキャラクター「井真成」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

第2条 キャラクターを使用しようとする者(以下「届出者」という。)は、あらかじめ藤井寺市オフィシャルキャラクター使用届出書(様式第1号)を藤井寺市観光協会(以下「協会」という。)に提出しなければならない。ただし、協会が適当と認めたときは、この限りでない。

(使用不可等)

第3条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の届出書を受理しないものとする。

- (1) 本協会及び藤井寺市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) その他協会が使用について不適當と認めたとき。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出を行った目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 協会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用し、デザインの改変をしないこと。
- (3) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(責任の制限)

第6条 協会は、使用者がキャラクターの使用によって生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、キャラクター使用により協会に損害を生じさせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、協会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

公布日：平成23年5月16日